選択約款

(輸送向け圧縮天然ガス用契約)

2019年8月10日

中遠ガス株式会社

(登録番号: D0047)

目 次

1.	約款の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2.	この選択約款の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3.	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4.	適用条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
5.	契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
6.	使用量の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
7.	料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
8.	単位料金の調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
9.	需給契約の精算額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
10.	名義の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
11.	契約の変更または解約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
12.	契約の変更または解約に伴う契約最大使用量超過精算額・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
13.	契約の解約に伴う契約中途解約精算額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
14.	本支菅工事費の精算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	緊急調整時の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
16.	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
付	則
1.	この選択約款の実施期日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2.	この選択約款の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(別	表)
	1. 早収料金の算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
	2. 料金表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1.0

1. 約款の適用

この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、この選択約款の適用を申し込み、当社が承諾したと きに適用いたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の輸送向け圧縮天然ガス用契約選択約款によります。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解消することができます。
- (3) 当社は、一般ガス供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らします。

3. 用語の定義

- (1) 「急速充填装置」とは、天然ガス自動車等の輸送用機器のお客さまあるいは天然ガス自動車等の輸送用機器への燃料供給を業とする者が、圧縮天然ガススタンドにおいて、燃料として圧縮天然ガスを天然ガス自動車等の輸送用機器に充填するための設備をいいます。なお、「圧縮天然ガススタンド」とは、高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則第2条第1項第23号に規定されている圧縮天然ガススタンドを指し、「圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮天然ガスを充てんするための処理設備を有する定置式製造設備」をいいます。
- (2)「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間あたりの最大の使用量をいいます。 (小数点以下切捨て)
- (3)「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (4) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (5) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (6) 「最大需要期」とは、12月分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4か月間をいいます。
- (7)「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。 (小 数点以下切捨て)

- (8) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (9) 「消費税率」・・・消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいま

す。

- (10) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (11) 「託送供給約款」とは、ガス事業法第48条1項の規定に基づき関東経済産業局長の認可を受け設定した、当社が託送供給を行う場合に、料金その他供給条件を定めた約款をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) 急速充填装置を使用し、当該のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。
- (2) 契約年間引取量が契約年間使用量の65パーセント以上であること。
- (3) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (4) お客さまの用地境界線における供給圧力が中圧以上であること。
- (5) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整 (供給の制限または中止) に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、お客さまの過去の実績、同一需要の負荷実態、および使用設備の内容等を参考にしてお客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
 - ① 契約最大使用量
 - ② 契約年間使用量
 - ③ 契約年間引取量
 - ④ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了に先立って当社と使用者の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、 以後これにならうものといたします。
- (4) 当社は、お客さまがこの選択約款または当社との他のガス使用契約(すでに消滅しているものを 含みます。)の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、 この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

最大使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。(負荷計測器本体は当社負担とし、 取付関係工事費はお客さま負担とします。) ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社と使用者 の協議によってその月における最大使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが支払義務発生日の翌日から起算して20日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、(2)により算定された料金(以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を支払っていただきます。料金の支払いが早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金として支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、別表2の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (3) 契約開始日から次の検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合、当社はその 算定期間の早収料金(消費税等相当額を含みます。)を日割り計算により算定いたします。ただし、 当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。また、新たにガスの使用 を開始した場合は、一般ガス供給約款に定めるところによります。
- (4) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)にもとづく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。
- (5)料金は、口座振替または払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。ただし、一般ガス 供給約款に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金は、原則として払込みの方法によ ります。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

- =基準単位料金+0.082円×(原料価格変動額/100円)×(1+消費税率)
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

=基準単位料金-0.082円×(原料価格変動額/100円)×(1+消費税率)

(備 考)

上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。
 - ① 基準平均原料価格(トン当たり)

82,770円

② 平均原料価格 (トン当たり)

別表の1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したLNGトン当たり平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びプロパントン当たり平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

平均原料価格

- = トン当たりLNG平均価格×0.9400
- + トン当たりプロパン平均価格×0.0645

(備 考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりプロパン平均価格は、当社の本社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき原料価格変動額=基準平均原料価格ー平均原料価格

9. 需給契約の精算額

需給契約に関する精算額は、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額、契約最大使用量 超過精算額とし、当社は、当該精算額(消費税等相当額を含みます。)を、原則として、それぞれの 未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。

なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

(1)年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率 [(年間の1か月あたり平均実績使用量/最大需要期の1か月あたり平均実績使用量) × 100をいいます。(小数点以下切捨て)]が75パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。 ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

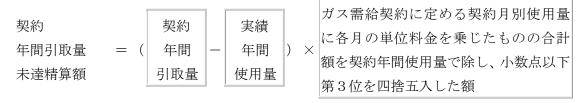
なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達精 算額との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款に定める料金を適用して算定される早 収料金総額の103パーセントに相当する額(少数点以下切捨て)をこえない範囲で算定するものといたします。

(備 考)

負荷率 75 パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の 1 か月あたり平均実績使用量に 0.75 を乗じ、その量を 12 倍した量といたします。

(2) 契約年間引取量未達精算額

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。



(3) 契約最大使用量超過精算額

最大需要期において最大の1時間あたりの使用量が契約最大使用量をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過精算額といたします。



ただし、需給契約に定める現契約期間中に契約最大使用量超過精算額を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過精算額といたします。

10. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

11. 契約の変更または解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2の規定により本選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさ

なくなった場合及び9の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

12. 契約の変更または解消に伴う契約最大使用量超過精算額

契約期間中において契約の変更または解消が生じた場合であって変更月または解消月以前に契約最大使用量超過精算額を申し受け、もしくは申し受けることが確定している場合には、各精算額算定式のうち「12」とあるのを「契約月から解消月までの月数」として各精算額および消費税等相当額を算定しなおして精算いたします。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

ただし、11(1)の規定による契約の変更または解消であって当社がやむをえないと判断した場合以外、または11(2)の規定による契約の解消であって使用者の契約違反のみによる場合には、契約最大使用量超過精算額の精算は行いません。

13. 契約の解消に伴う契約中途解約精算額

契約期間中において生じた契約の解消が、11(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、または11(2)の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、契約解消月に次のとおり契約中途解消精算額を申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

(1) 当社との契約を解消し、当社からのガス供給を廃止する場合および託送供給を行うガス導管事業者に変更がある場合

×

契約中途解消 精算額 解消日の翌月から 契約終了月までの 残存月数

基本料金相当額

(2) 当社との契約を解消する場合で、同一需要場所で他のガス小売事業者によるガス供給を継続される場合

契約中途解消 精算額 (1)に定める契約中途解消精算額

託送供給約款に定める 料金表に基づく 託送供給料金相当額

- ①他のガス小売事業者へ変更後、託送供給料金相当額が増加するまたは変更がない場合 託送供給料金相当額は、当該契約における託送供給約款の料金表により算定いたします。
- ②他のガス小売事業者へ変更後、託送供給料金相当額が減少する場合 託送供給料金相当額は、変更後に適用される託送供給約款の料金表により算定いたします。

(3) 当社との契約の解消日の翌日から新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結し、契約の解消日の翌日から契約最大使用量または契約最大需要期使用量をそれまでの契約量から変更する場合



14. 本支管工事費の精算

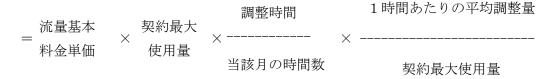
本支管工事を伴う新増設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新増設工事にかかわる当社負担額(消費税等相当額を含みます。)を全額申し受けます。

15. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。 また、9 の需給契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

(1) 定額基本料金割引額

(2) 流量基本料金割引額



16. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2019年8月10日から実施いたします。

2. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、当社の本社のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の原則として10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の輸送向け圧縮天然ガス用契約選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または8の規定より調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に あたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用 いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に あたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適 用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に あたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を 適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に あたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を 適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に あたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用い たします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に あたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用い たします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に あたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用い たします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に あたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用い たします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算 定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適

用いたします。

- ① 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。 (小数点以下の端数切り捨て)
 - ① 早収料金に含まれる消費税等相当額=早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額=遅収料金×消費税率÷ (1+消費税率)

2. 料金表 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 定額基本料金

1か月につき	20,736.00円
--------	------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	612.78円

(3) 基準単位料金

1立方メートルにつき	93.58円
------------	--------

(4) 調整単位料金

(3) 基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。